

## 第74回“社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

### 福井県推進委員会作文コンテスト実施要綱

#### ○ 趣 旨

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動です。昭和26年に始まり、今回で第74回を迎えます。

本作文コンテストは、次代を担う小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことを作文に書くことを通じ、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

なお、本作文コンテストは、第43回“社会を明るくする運動”（平成5年）から始まり、今回で32回目となります。福井県においても、“社会を明るくする運動”の一環として、毎年開催しています。

#### ○ 主 催

“社会を明るくする運動” 福井県推進委員会

#### ○ 応募規定

##### (1) 資格

福井県内の小学生及び中学生（義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部及び中学部に在学する者並びに外国人学校に在学する者で小学生及び中学生に準ずる生徒を含む）

##### (2) テーマ

“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえ、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、犯罪や非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことなどを題材としたものとします。

##### (3) 原稿の枚数

400字詰め原稿用紙3～5枚程度

##### (4) 応募先及び応募締切日

“社会を明るくする運動”各地区推進委員会（各地区保護司会）宛て

おおむね本年8月頃まで（締切日は各地区推進委員会によって異なります。詳しくは、お住まいの地区の保護司会へお問い合わせください。）

##### (5) 作品の応募に関する保護者の承諾

応募に当たっては、氏名、学校名、学年及び作品名及び作品内容が、報道機関やインターネット等により公表される可能性があることについて、あらかじめ保護者の承諾が得られていることを前提とします。

(6) その他

応募作品は、他の作文コンテスト等への応募作品又は応募予定作品を除く自作・未発表のものに限ります。ただし、応募者の持つ様々な特性に応じた合理的配慮については、これを十分に行います。

応募に当たっては、題名、学校名、学年、氏名（ふりがな）を明記してください。

なお、応募規定に沿わない作品については、審査対象外となることがありますので御留意ください。

○ 優秀作品の推薦方法

1 “社会を明るくする運動” 福井県推進委員会への推薦

“社会を明るくする運動” 地区推進委員会は、適宜の方法により、小学生の部・中学生の部、それぞれ各3作品以内を選定し、“社会を明るくする運動” 福井県推進委員会事務局(福井保護観察所企画調整課)に推薦してください。

**推薦締切り： 本年9月13日(金)**

※ 福井県推進委員会事務局

〒910-0019 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎10階 福井保護観察所内  
“社会を明るくする運動” 福井県推進委員会 TEL 0776-22-2858

2 “社会を明るくする運動” 中央推進委員会への推薦

“社会を明るくする運動” 福井県推進委員会は、地区推進委員会から推薦された作品を審査会にて審査の上、小学生の部・中学生の部それぞれ各3作品以内を選定し、“社会を明るくする運動” 中央推進委員会（法務省保護局）に推薦します。

**推薦締切り： 本年10月11日(金)**

○ 表彰（予定）

(1) 最優秀賞

- ・ “社会を明るくする運動” 福井県推進委員会委員長賞  
～小学生・中学生各1作品

(2) 優秀賞

- ・ 福井保護観察所長賞 ～小学生・中学生各1作品
- ・ 福井県保護司会連合会長賞 ～小学生・中学生各1作品
- ・ 福井県更生保護事業協会理事長賞 ～小学生・中学生各1作品
- ・ 福井県更生保護女性連盟会長賞 ～小学生・中学生各1作品
- ・ 福井県BBS連盟会長賞 ～小学生・中学生各1作品

表彰式は、“社会を明るくする運動” 中央推進委員会の各賞決定後（令和7年1月

頃を予定)に、福井保護観察所において実施します。  
入賞者には、表彰状、トロフィー等を贈呈します。

○ 審査員 (予定)

福井保護観察所  
福井県保護司会連合会  
福井県更生保護事業協会  
福井県更生保護女性連盟  
福井県BBS連盟

○ その他

- (1)応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとします。
- (2)応募作品は原則として返却しません。
- (3)最優秀賞作品、優秀賞作品については、報道機関、インターネット、各種機関紙等による、氏名、学校名、学年、作品名及び作品内容の公表や、各推進委員会で作成する作文集に掲載する場合があります。また、作品の公表及び掲載に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。

## (参考) “社会を明るくする運動” 作文コンテスト審査基準

“社会を明るくする運動” 各地区推進委員会によって選考し、県推進委員会に推薦された作品（小学生の部・中学生の部各3作品以内）について、県推進委員会において下記の審査基準に基づき審査した上で、入賞作品を決定します。

なお、各県推進委員会から中央推進委員会に推薦された作品（小学生の部・中学生の部各3作品以内）についても、同様の審査基準に基づき審査が行われます。

### 1. 趣 旨

- ・「犯罪や非行のない明るい社会づくり」「犯罪・非行をした人の立ち直り」という“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえているか。
- ・日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことなどを基に、犯罪や非行、地域社会における交流などに関して考えたことや感じたことが書けているか。

### 2. 内 容

- ・自分の意見、考えたこと、感じたことが取り上げられているか。
- ・自分の体験や経験に基づいているか。
- ・創造性、独創性があるか。
- ・読み手の心に響くものがあるか。

### 3. 表現形式

- ・読み手を引きつけるような文章であるか。
- ・読み手が読みやすい文章であるか（文章の構成がしっかりしているか）。
- ・具体例が挙げられているか。
- ・効果的で工夫された書き方をしているか。
- ・用字、符号の使い方や、原稿用紙の使い方が適切であるか。